中央市再生可能エネルギー導入戦略策定業務
公募型プロポーザル実施要領

1　目的

本市は、平成 31 年 3 月に「第 2 次中央市環境基本計画」を策定し、目指す環境像である「快適で健やかに暮らせる生活文化都市」を実現するため、4 つの目指すべき方向（人と自然がふれあうまちづくり、快適で健康な生活環境づくり、地球にやさしい暮らしの確立、環境活動の推進）を設定し、これらについて個別の目標や施策を設定した。また、令和 2 年 7 月に、2050 年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」に取り組むことを宣言した。

一方で、全世界的な脱炭素の潮流の中において、カーボンニュートラルの実現は、本市としても急ぎ検討すべき事項と認識している。そのため、本市では 2050 年までの脱炭素社会を実現するため、再生可能エネルギーの導入や有効活用等目標を定めるための調査・検討等を行い、ゼロカーボンシティの実現に向けた戦略策定を行う。

こうした目的を踏まえて、公募型プロポーザル方式により提案を求め、総合的に評価し、この業務に最も適した事業者を選定することを目的とする。

2　事業概要

（１）業務名

中央市再生可能エネルギー導入戦略策定業務

（２）業務内容

別添「中央市再生可能エネルギー導入戦略策定業務　仕様書」を参照。

（３）履行期間

契約締結日から令和５年２月１０日（金）まで

（４）履行場所

中央市全域

3　予算額上限額

９，５８１，０００　円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

4　参加資格要件

本プロポーザルに参加できるものは、次に揚げる条件を全て満たすものとする。

（１）中央市入札参加資格審査登録業者名簿（令和３・４年度）に登録を有している者であること。

（２）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当していない者であること。

（３）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
（４）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
（５）公告日以降に、国及び地方公共団体から指名停止措置を受けていないこと。
（６）税の滞納がない者であること。
（７）過去 5 年以内に総合計画等の長期に渡る地方公共団体の計画策定業務を受託した実績を有する者であること。
（８）山梨県内に本社及び本店を有する事業者であること。

5　参加申込方法

参加資格要件を満たし、本プロポーザルに参加する場合は、次の書類を提出すること。

（１）提出書類

ア　企画提案参加申込書（様式第１号）

イ　会社概要（様式第２号）

（２）提出期限

令和４年６月２９日（水）　午後５時まで（必着）

（３）提出部数

正本１部

（４）提出場所

〒４０９－３８９２　山梨県中央市臼井阿原３０１－１

中央市役所　南館　市民環境課（環境担当）

ＴＥＬ：０５５－２７４－８５４３

（５）提出方法

郵送又は持参

※郵送の場合は、提出期限内に到着したものに限り受け付けることとする。電話にて書類の到着確認をすること。

※持参の場合は、土日を除く午前９時から午後５時までとする。

6　企画提案書類

（１）提出書類

ア　提案書類提出書（提案審査申請書）（様式第３号）

イ　業務実績報告書（様式第４号）

ウ　業務実施体制（様式第５－１号）

エ　業務担当者調書（様式第５－２号）

オ　委任状（様式６号）
カ　見積書（様式第７号）
キ　企画提案書（任意様式）
（２）提出期限
令和４年７月６日（水）午後５時まで（必着）
（３）提出部数
・正本１部、副本１０部
・電子記録媒体１部
（４）提出場所
〒４０９－３８９２　山梨県中央市臼井阿原３０１－１
中央市役所　南館　市民環境課（環境担当）
ＴＥＬ：０５５－２７４－８５４３
（５）留意事項
提案書は、１事業者について１提案とする。提出後における提案書の内容変更、差替え又は再提出は認めない。また、提出された提案書等は返却しないものとする。

7　質問の受付・回答
（１）質問方法
質問書（様式第８号）の提出による
（２）質問受付期間
令和４年６月１６日（木）～令和４年６月２３日（木）まで
（３）提出方法
電子メールにより提出すること。なお、必ず電話で到着確認をすること。
（４）提出先
中央市市民環境課（環境担当）
ＴＥＬ：０５５－２７４－８５４３
Ｍａｉｌ：shimin-kankyou@city.chuo.yamanashi.jp
（５）質問に対する回答
回答については、市ホームページへ掲載を行う。

8　企画提案書作成上の留意事項等
（１）提案書の提出は、１事業者につき１案とする。
（２）様式
ア 提案書の様式は「A4 版横」とし、表紙を含め 20 ページ以内とする（両面印刷可）。
イ 提案書の表紙には、次の事項を記載すること。
〇表題「中央市再生可能エネルギー導入戦略策定業務仕様書」に基づく提案書

〇提案者名

ウ 提案書には各項目およびページ番号を記載し、1 ページ目に目次（各項目の表示および当該ページ番号）を記載すること。

（3）企画提案書の記載事項

企画提案書には、「中央市再生可能エネルギー導入戦略策定業務仕様書」に基づき、下記事項について記載することとし、提案書の構成は、別表の審査表（審査基準）の項目の審査が行えるよう留意すること。

ア 業務実施にあたっての基本的な考え方

・本業務の目的・趣旨に照らして貴社等の基本的な考え方について記載する。

イ 進捗管理

・契約締結から業務完了までの業務スケジュール案（工程表案）を記載する。

ウ 提案内容

・実施する業務内容について、その提案理由を含め記載する。また、「中央市再生可能エネルギー導入戦略策定業務仕様書」の「２.業務概要（２）業務内容」①～⑧に示す項目の全てについて、記載すること。

（4）追加提案

本市が要求している以外に、有効な提案があれば自由に提案すること。ただし、提案できるものは今回の事業費の範囲内のものに限り、その費用と実現方法を提示すること。

（5）本市からの疑義照会

提出のあった企画提案書等の内容について、審査の過程で疑義が生じた場合は、後日、必要に応じて当市から疑義事項の照会を行うことがある。

9　参加の辞退に関する事項

参加申込後に辞退する場合は、辞退届（様式第９号）を企画提案書類の提出期限までに提出すること。

１０　選考方法

（1）優先交渉権者の選考

提出された企画提案書の内容に基づき、「中央市プロポーザル方式業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において審査する。審査項目、提案を求める内容については別表の審査表（審査基準）のとおりとする。なお、参加事業者が１者の場合であっても審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その事業者を交渉権者として選考する。

（2）審査

審査は非公開とし、書類と事業者プレゼンテーションによる審査を実施する。審査は、

下記のとおり実施する。

ア　日時

令和４年７月１５日（金）（予定）※詳細は別途通知する。

イ　場所

山梨県中央市臼井阿原３０１－１　中央市役所本館２階 防災対策室２

ウ　事業者の出席者

事業者プレゼンテーション審査への出席者は、１事業者につき４名以内とする。

（３）審査実施方法

ア　事業者プレゼンテーション（２０分以内）

プレゼンテーションは提出した企画提案書類を用いて、その表記順に行うこと。パソコン等を使用しプレゼンテーションを行う場合は、事業者がパソコンを持参すること。

※本市では、プロジェクター（ケーブルを含む）及びスクリーンを用意する。インターネットへの接続が必要な場合は、事業者がインターネット環境を用意すること。

イ　質疑応答（概ね１０分）

（４）審査結果

審査の実施後、各審査対象者に対して文書により結果を通知する。また、優先交渉権者については、選定後に市ホームページにおいて公表する。なお、選定結果に関する問い合わせ及び異議申し立て等は受け付けない。

１１　参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、当該参加者を失格とする。失格となった参加者は審査に参加することができないものとし、既に審査が終了している場合は、当該参加者の審査結果を無効とする。

（１）「４　参加資格要件」を満たさなくなった場合。

（２）提出書類に虚偽の記載があった場合。

（３）書類の提出期限その他この要領の記載事項を遵守しなかったとき。

（４）審査の公平性を害する行為があったとき。また、候補者として不適格と認められるとき。

（５）プレゼンテーション等に正当な理由なしに参加しなかった場合。

１２ 契約の方法

（１）委託契約に当たっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、最優秀提案者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行った上で、本市と提案者の双方が合意に至った場合に契約を締結する。なお、協議等の結果に基づき、

企画提案内容の一部を変更する場合がある。

（２）別添「中央市再生可能エネルギー導入戦略策定業務仕様書」は、最優秀提案者の企画提案内容によっては、本市と提案者との協議等の結果に基づき、委託業務内容の追加、又は修正する場合がある。

（３）最優秀提案者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査委員会において次点となった者を最優秀提案者とし、契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結することとする。

１３　その他

（１）参加申込や企画提案等に係るすべての費用は、参加事業者の負担とする。

（２）企画提案書等の提出後における当該企画提案書等の内容の追加または変更は原則として認めない。

（３）本市に提出された関係書類等は返却しない。

（４）本市は、提出された関係書類等の機密保持に十分配慮する。

（５）業務内容は、採択された企画提案の内容を基本とするが、本市の指示のもと、変更等を加える場合がある。

１３　スケジュール

令和４年６月１６日（木）	公告・公募開始
６月１６日（木）～６月２３日（木）	質問の受付期間
６月２４日（金）	質問の回答期限
６月２９日（水）	参加申込書類の提出期限
７月６日（水）	企画提案書類の提出期限
７月１５日（金）（予定）	事業者プレゼンテーション審査
７月１９日（火）（予定）	審査結果通知・公表

１４　連絡先

中央市市民環境課（環境担当）
〒４０９－３８９２
山梨県中央市臼井阿原３０１－１
ＴＥＬ：０５５－２７４－８５４３
ＦＡＸ：０５５－２７４－１１３０
Ｍａｉｌ：shimin-kankyou@city.chuo.yamanashi.jp